

第 2 7 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年 3月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2015年度緑区中学校で集めるお金

(1) 部活動費（大会参加費、交通費、ユニホーム代等）

(2) 生徒活動費、生徒会費等の名目

ア 使途基準のわかるもの

イ 担当教諭からの請求書、会計担当から支払い及び領収書、会計報告

2 同年 3月31日、実施機関は、本件公開請求に対して、扇台中学校の平成27年度生徒活動費会計については公開決定を行い、扇台中学校の領収書及び請求書については条例第 7条第 1項第 1号及び同条同項第 2号を理由に一部公開決定を行い、その他については対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在していないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 4月 4日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、取得及び作成しておらず、不存在のためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

本件対象文書は、本件公開請求時点において、請求に係る文書を作成又は P T Aから取得しておらず、文書不存在であるため本件処分を行ったものである。

なお、P T Aが作成する会計報告については、P T Aから取得後に当該文書に係る公開請求があれば、行政文書として特定できる。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 部活動費、生徒活動費、生徒会活動費等については、請求が年度途中であるとしても、（仮に表面的にP T Aからの支出としても）少なくとも、担当教員からの請求及び請求書を受取る担当教員、支払いをする担当教員等が学校内にいることは確かである。

これまで公開請求をしてきて、校務分掌表では、確認した範囲で、ほぼ各学校教頭が職務としてP T A会計を担当していることは明らかであった。

P T Aから支出しているとしても、実際に、誰が請求書を書いているのか、請求書は誰に渡されているのか、請求を受けて、お金の出し入れを誰がしているのか、執行にあたってのチェック等誰がしているのか、どのような手順で、どのような基準で用途されているのか。会計報告等はどのような経過で作成されているのか。これらを考えたら、費用がP T Aから支出されているから、非公開ということとはできない。

(2) 2015年度の会計報告がなされていないということであるが、2015年度の卒業生が卒業している現在、卒業生に対して会計報告がなされていないことは問題である。途中経過でも、卒業式前には渡されるべきである。

本件公開請求が 3月18日付であるため、時期的に不存在ということなのか、あくまで公開する考えがないのかを明確にしてほしい。

本件公開請求は卒業式後であるから、会計に関する報告書は本件公開請求時点では明らかになっているはずである。

(3) 何年か前に、高校のP T A会則、決算書等に関しては、教育委員会は文書を持っていないということで非公開にされていたが、審査請求後公開されたことがある。

(4) 中学校の「生徒活動費」に関する請求で、中学校のP T A会則、会計

報告等については公開されている。

P T A会則、決算書等及び今回の件と同じような対応をすれば、今回も全面的に公開されるべきである。

(5) 学校が関わってお金を集めている以上、明確な理由、法的根拠があって集められているといえる。その理由、根拠については、集める前に学校に説明責任があることは当然である。保護者の承諾を取るということも必要である。予算書、年度ごとの会計報告等も当然である。

(6) お金の執行に関して、日々の学校での活動であり、学校職員が行っているものであり、必要経費についての請求等含め、厳密に行われていることを疑うものではないが、手続的なことを含め、公開に耐えられるものでなければならない。

(7) 学校が集めるお金に関して、マニュアルが作成されており、説明責任を果たすということも記載されている。

使途の基準等があいまいなまま、集金がなされていることが、マニュアルにも反するし、問題である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 緑区の中学校には、P T Aが設置されている。

P T A (Parent-Teacher Associationの略) は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、保護者と教師とが協力して、学校及び家庭にお

ける教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う社会教育関係団体であり、任意団体の一種である。

- (2) 任意団体であるPTAの資金は、PTAの管理下にあり、学校が監督、干渉するものではなく、緑区の中学校はその用途について権利義務を有さない。

また、社会教育法（昭和24年法律第 207号）第12条は、地方公共団体による社会教育関係団体への不当な統制的支配を禁じている。

- (3) 緑区の中学校において、教員を含む学校で勤務する職員（以下「学校職員」という。）が勤務中にPTAの構成員として専らPTAの用務に当たるとは、職務専念義務の観点からも認められていない。

- (4) 扇台中学校以外の緑区の中学校（以下「本件中学校」という。）は、部活動費、生徒活動費及び生徒会費等（以下「部活動費等」という。）をPTAの資金として集金していることが認められた。

本件公開請求日当時、扇台中学校においては、PTAの資金としてではなく、学校が直接部活動費等を集金していた。

4 本件対象文書について

- (1) 本件中学校について

ア 上記 3(4) のとおり、本件中学校の部活動費等は、PTAの資金として集金されているとのことである。

イ 本件中学校の部活動費等がPTAの資金であるとすれば、上記 3(2) のとおり、本件中学校はPTAの資金の用途について権利義務を有しておらず、本件中学校の学校職員が校務として本件対象文書を作成する必要性があるとまでは認められない。また、PTAから文書が送付される等、本件対象文書を取得する状況に至ったとも認め難い。

ウ もっとも、審査請求人は、校務分掌表で確認した範囲では、教頭がPTA会計を担当しているから、本件対象文書が存在するはずだと主張する。

しかし、上記 3(3) のとおり、学校職員が勤務中に専らPTAの構成

員としてPTAの用務に当たることは、職務専念義務の観点からも認められていないことに鑑みると、当該記載は、保護者等からの問い合わせ等に備え、便宜的に、校務分掌表に学校職員のPTA構成員としての担当業務が記載されているにすぎないと考えられ、審査請求人の主張は採用することができない。

エ したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(2) 扇台中学校について

ア 次に、審査請求人は、本件公開請求は卒業式後に行ったものであるから、会計に関する報告書は本件公開請求時点では明らかになっていると主張している。

イ 上記 3(4) のとおり、扇台中学校の部活動費等の取扱いは、本件中学校と異なり、学校として部活動費等を集金していた。

ウ もっとも、一般的に年度の取扱いは、毎年 4月 1日から翌年 3月31日までである。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 208条には、普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4月 1日に始まり、翌年 3月31日に終わるものと定められていることに鑑みると、本件公開請求日時点において、扇台中学校の部活動費等についても会計年度は終了していないものと解される。

エ したがって、会計年度が終了していない本件公開請求日時点において、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 以上のことから、本件対象文書は、存在しないと認められる。

6 なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 5月19日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
7月 8日	実施機関の弁明書を受理
7月20日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述等申出書を提出するよう通知
7月22日	反論意見書の受理
令和元年 7月19日 (第19回第 1小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第22回第 1小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 3月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久